

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の目的・計画期間

【目的】

人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境の変化に対応し、市内各地域の特色を活かしつつ、居住機能・都市機能の誘導や公共交通の充実といった「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成により、持続可能な都市づくりを目指すことを目的として策定するものです。

<主な改定内容等>

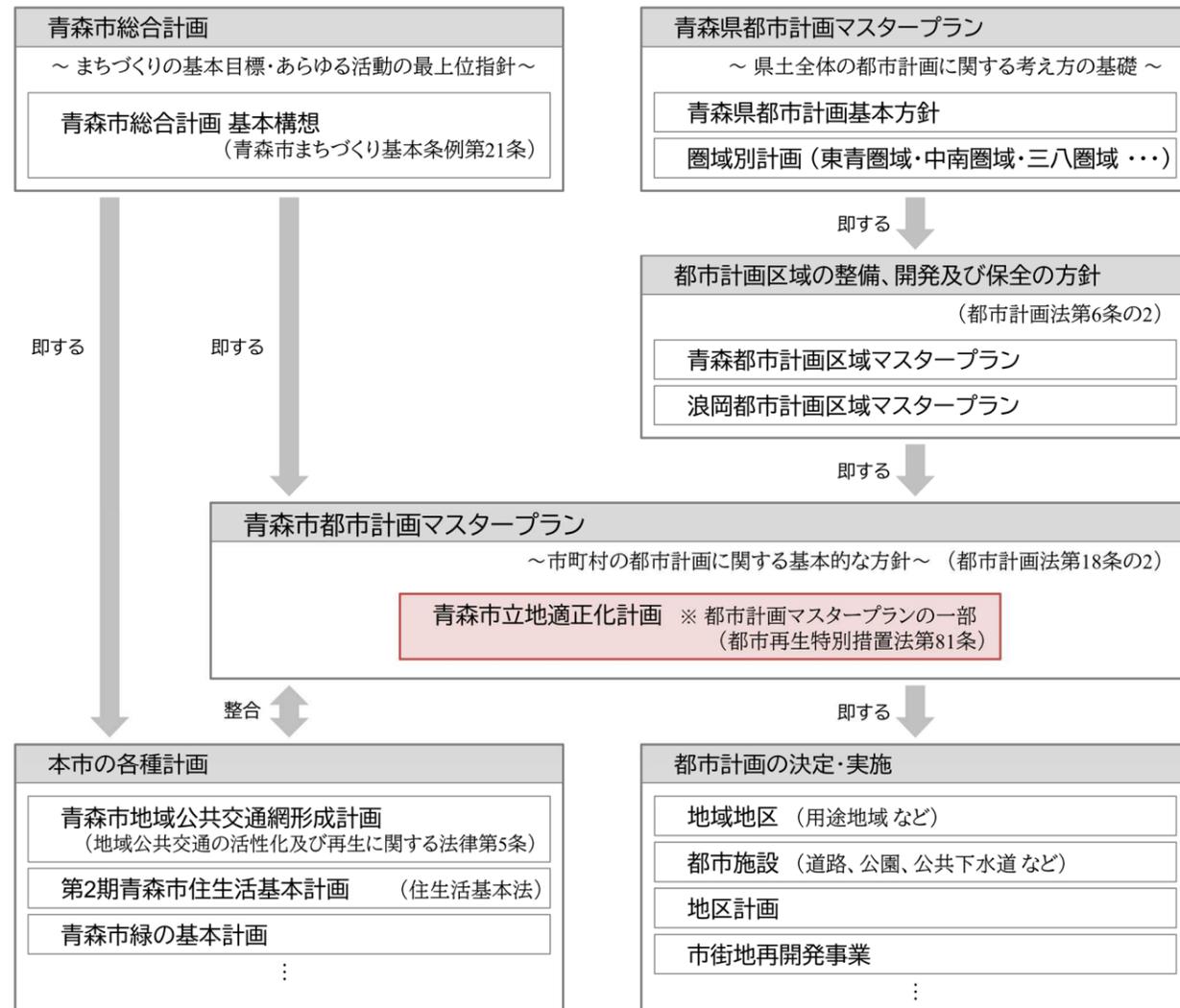
- ▷ 現状調査・分析・評価に基づき、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などを踏まえた計画内容の改定
- ▷ 令和2年の法改正により、立地適正化計画の記載事項として新たに位置づけられた「防災指針」に係る検討

【計画期間】

令和6年度から概ね20ヶ年とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、都市再生特別措置法第81条の規定による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、本市の都市計画マスタープランの一部として、持続可能で機能的な都市構造を確保するために、居住や都市機能の立地を促進する区域等を示すものです。



(3) 本市総合計画 前期基本計画における位置づけ

- 第5章 第1節 第2項 災害防止対策の推進
- 第2節 第1項 効率的で計画的な土地利用の推進

(4) 計画の対象区域

本計画の対象区域（＝立地適正化計画区域）は、「青森都市計画区域」及び「浪岡都市計画区域」とします。

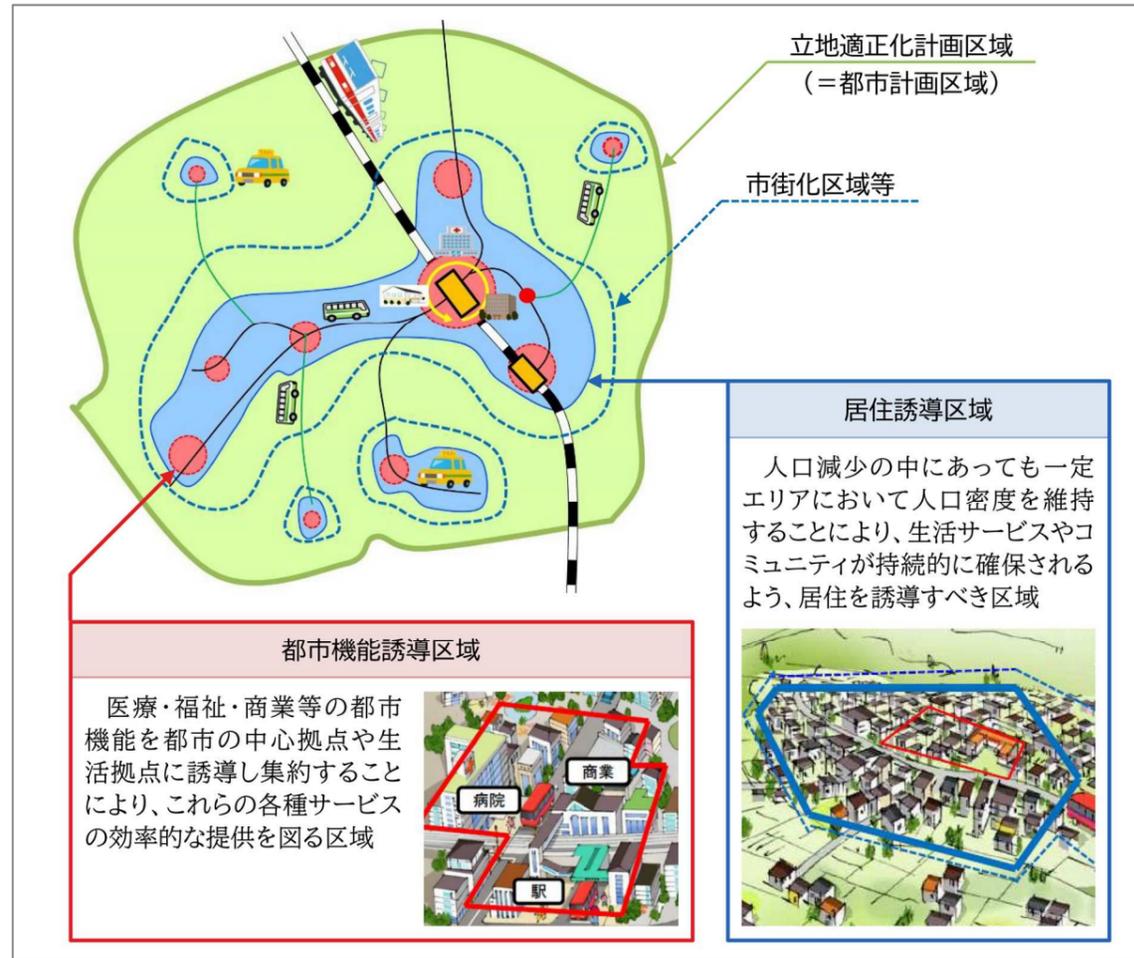


名称	面積 (ha)		
	都市計画区域	市街化区域 (用途地域)	市街化調整区域 (用途地域の指定のない区域)
青森都市計画区域	23,774	5,011	18,763
浪岡都市計画区域	7,744	321.6	7,422.4
青森準都市計画区域	83		
行政区画	82,461		

2 立地適正化計画とは

(1) 立地適正化計画の概要

- ▷ 立地適正化計画区域（＝都市計画区域）において、住宅及び医療、福祉、商業その他居住に関連する施設の立地に関する方向を定めます。
- ▷ 地域公共交通と連携し、用途地域など既存の都市計画制度と組み合わせて一定の人口密度を維持していく「居住誘導区域」と、その居住誘導区域の中でも特にまち全体として必要な機能の維持と新規立地を促す「都市機能誘導区域」を定めます。
- ▷ これらにより、都市機能の立地をコントロールしながら、人口減少社会にあっても住みよいまちの形成に努めていこうとするものです。



(2) 立地適正化計画に定める主な事項

(都市再生特別措置法第81条第2項抜粋)

- ▷ 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ▷ 居住誘導区域及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するための施策に関する事項
- ▷ 都市機能誘導区域及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するための施策に関する事項
- ▷ 居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）に関する事項

3 防災指針とは

(国土交通省 都市局 都市計画課資料に基づき作成)

(1) 安全なまちづくり

【令和2年の都市再生特別措置法改正の背景】

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

【災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり】

- ▷ 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーン※を原則除外
 - ※ 災害危険区域（崖崩れ、出水等）、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域
- ▷ 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ▷ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

(2) 防災指針

【概要】

- ▷ 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、本計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- ▷ 防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

【防災指針に位置づける対策例】



4 今後のスケジュール (案)

- 令和4年度 現状調査・分析・評価、防災指針に係る検討
- 令和5年度 基本方向・計画素案の作成、都市計画審議会の意見聴取、市民意見の反映等「青森市立地適正化計画」改定（令和5年度末目標）